

観光誘客促進道民割引事業（どうみん割） 支援金交付事務処理要領

（趣旨）

第1条 「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割） 支援金交付要綱」（以下、「要綱」という。）第4条第1項第4号で定める対象事業者（以下、「観光協会等」という。）及び同項第5号で定める対象事業者（以下、「体験協」という。）の事務の取扱いについて、要綱第4条第2項に基づき定めることとする。

（参加事業者）

- 第2条 支援金の交付対象となる事業者（以下、「参加事業者」という。）は、次の（1）・（2）のどちらかと（3）～（5）のいずれにも該当する者をいう。
- （1） 道内にある宿泊施設を運営する者のうち、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項の規定による「旅館・ホテル営業」及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第3項の規定による「簡易宿所営業」を営む者、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者
 - （2） 北海道知事認定アウトドアガイド資格者が提供するサービス（以下、「アウトドア体験等の日帰り旅行商品」という。）を実施している者で観光協会等又は体験協に事業参加申込書を提出し、その許可を得た者。
 - （3） どうみん割事業の対象事業者として交付決定を受けている旅行会社等又はOTAとの間で宿泊旅行商品に係る契約をしていない者、又は当該契約をしているが、どうみん割事業の対象となる宿泊旅行商品の取扱いがない者。
 - （4） 要綱第5条に掲げる事項を遵守する者。
 - （5） 支援事業の対象として適当と認められる者。

（観光協会等及び体験協の事務）

第3条 観光協会等及び体験協は、参加事業者と事務局間における要綱第6条から第17条までの事務を取りまとめるものとする。

- 2 観光協会等及び体験協は、当事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対して、事前に新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。
- 3 本要領第3条第1項及び第2項の事務管理費として支援金額の10パーセントを事務局から支給する。

（支援金の要件）

第4条 参加事業者が受ける支援金の対象となる商品は、下表のとおりであり、割引額を支援金として観光協会等又は体験協が支援する。ただし、いずれも道民、青森県民、岩手県民、宮城県民、秋田県民、山形県民又は福島県民が購入及び商品を利用したものとし、道内でサービスを提供する各施設等については、道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施しているもの（「新北海道スタイル」安心宣言を掲げている施設（一時的な休憩施設を除く））に限る。なお、青森県民の利用は令和4年1月4日から令和4年3月10日まで及び令和4年4月11日から、岩手県民、宮城県民、秋田県民及び山形県民の利用は令和4年4月1日から、福島県民の利用は令和4年5月9日からのものに限る。

| 区分 | 1人（人泊）あたりの販売価格 | 割引額 | 地域応援クーポン |
|---|-----------------|--------|----------|
| 宿泊旅行商品 交通付き宿泊旅行商品 交通付き日帰り旅行商品 アウトドア体験等の 日帰り旅行商品 | 3,000円 ～ 3,999円 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 4,000円 ～ 4,999円 | 2,000円 | |
| | 5,000円 ～ 5,999円 | 2,500円 | |
| | 6,000円 ～ 7,999円 | 3,000円 | |
| | 8,000円 ～ 9,999円 | 4,000円 | |
| | 10,000円 以上 | 5,000円 | |

※地域応援クーポンについては詳細を「地域応援クーポン発行事業」実施要領に規定する。

2 支援金の対象となる期間は、観光協会等及び体験協が要綱第7条の規定する交付決定日から予約・販売されたもののうち、令和3年12月6日から令和4年3月10日利用分（宿泊については3月11日チェックアウト分まで）及び令和4年3月22日から令和4年10月10日利用分（宿泊については10月11日チェックアウト分まで）とする。

ただし、宿泊旅行は令和3年12月29日チェックイン分から令和4年1月3日チェックイン分まで及び令和4年4月29日チェックイン分から令和4年5月8日チェックイン分まで、日帰り旅行は令和3年12月30日から令和4年1月3日まで及び令和4年4月29日から令和4年5月8日までの期間をそれぞれ除く。

3 令和4年1月4日以降は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種者又は対象検査の結果が陰性だった者による利用に限る。なお、必要となるワクチン接種歴は、対象期間と利用者区分に応じ、下表のとおりとする。

| 対象期間 | 利用者区分 | 必要となるワクチン接種歴 |
|---|--------------------------|--------------|
| 令和4年1月4日から令和4年3月10日利用分 （宿泊の場合は3月11日チェックアウトまで） | 道民、青森県民 | 2回 |
| 令和4年3月22日から令和4年3月31日利用分 （宿泊の場合は4月1日チェックアウトまで） | 道民 | 2回 |
| 令和4年4月1日から令和4年4月10日利用分 （宿泊の場合は4月11日チェックアウトまで） | 道民 | 2回 |
| | 岩手県民、宮城県民、秋田県民、山形県民 | 3回 |
| 令和4年4月11日から令和4年4月28日利用分 （宿泊の場合は4月29日チェックアウトまで） | 道民 | 2回 |
| | 青森県民、岩手県民、宮城県民、秋田県民、山形県民 | 3回 |

| | | |
|--|-------------------------------|----|
| 令和4年5月9日から令和4年10月10日利用分 (宿泊の場合は10月11日チェックアウトまで) | 道民 | 2回 |
| | 青森県民、岩手県民、宮城県民、秋田県民、山形県民、福島県民 | 3回 |

4 支援金の対象となる商品の購入回数に制限は無いが、宿泊を伴う商品の1旅行当たりの泊数の上限を5泊までとするとともに、同一施設における利用は1か月間に5泊までとする。ただし、ワーケーションとしての宿泊商品の場合は、1旅行当たりの泊数の上限は14泊までとするとともに、同一施設における利用は1ヶ月間に14泊までとする。

なお、離島での宿泊を伴う商品において、交通機関の欠航により延泊を余儀なくされた場合は上限の適用は行わない。

5 支援金の対象となる商品の販売に際しては、どうみん割事業の適用商品であることを明らかにするため、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明記すること。

6 本要領第4条第1項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。なお、本項第2号ウ、エ及びオの適用にあたっては、圏域（別表1）ごとに事業の停止を判定し、実施する。

(1) ビジネス目的での利用。

(2) 感染症により、次のどうみん割事業の停止要件に該当する場合の施設、地域、期間の商品及び当該地域の住民の利用。

ア 北海道全体の感染状況が「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会）におけるレベル3（以下「レベル3」という。）相当以上と知事が判断した場合（事業全体の停止）

イ 本事業に参加する宿泊施設において集団感染が発生した場合（当該施設における事業の停止）

ウ 圏域内の複数の宿泊施設で集団感染が発生した場合（当該圏域における事業の停止）

エ 感染症のまん延防止等重点措置が行われる場合で、営業時間の変更等の措置を講ずる必要があるとして知事が区域を定めるとき（知事が定める区域を含む圏域における事業停止）

オ その他、道がどうみん割事業の停止等を決定した場合

(3) 他県民をどうみん割事業の対象とした場合に、当該県において次の停止要件に該当する場合の当該県の施設、地域、期間の商品及び当該県民の利用。

ア 当該県の感染状況がレベル3相当以上と当該県知事が判断した場合（当該県の停止）

イ 感染症のまん延防止等重点措置が行われる場合で、営業時間の変更等の措置を講ずる必要があるとして当該県知事が区域を定めるとき（当該区域を含む県の停止）

ウ その他、道または当該県が当該県の停止等を決定した場合

(4) 国からの支援等を受けて販売しているもの。

(5) 国又は道が対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの。（例：招待旅行、研修旅行など）

(6) 国又は道が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの。

(7) 催行の実現性が低いと判断されるもの

- (8) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
- (9) 感染症対策に係る施設側の指示に利用者が従わない場合
- (10) その他、事務局が不相当と認めるもの

7 どうみん割事業を適用する商品については、次の各号のいずれにも該当し、かつ観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）支援金交付実施要綱第3条に規定する参加事業者が取り扱う商品に限る。

- (1) 宿泊事業者、利用者ともに、「どうみん割」における取組（別表3）を実施すること。
- (2) 感染防止の観点によるチェックイン、チェックアウト、食事、入浴時等における混雑緩和の工夫等がされていること。

（キャンセル料の取扱い）

第5条 本要領第4条第6項第2号及び第3号に該当する場合のキャンセル料は参加事業者の負担とし、道及び事務局、商品の購入者には求めない。ただし、別に道または事務局から指示がある場合を除く。

（費用の負担）

第6条 要綱、観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）支援金交付実施要綱、本要領に基づく手続きやどうみん割事業の実施に関し、参加事業者が不利益を被る場合にあっても、道、事務局、観光協会等及び体験協は一切の費用を負担しないものとする。

（管轄裁判所）

第7条 本要領に関し、訴訟等が生じたときは、道の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（雑則）

第8条 本要領に定めのない事項については、道と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

附 則（令和2年10月16日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年10月16日から適用する。

附 則（令和3年3月26日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年3月26日から適用する。

附 則（令和3年4月27日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月27日から適用する。

附 則（令和3年10月8日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年10月8日から適用する。

附 則（令和3年10月28日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年10月28日から適用する。

附 則（令和3年11月12日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年11月12日から適用する。

附 則（令和3年12月16日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年12月16日から適用する。

附 則（令和４年３月１８日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年３月１８日から適用する。

附 則（令和４年３月３０日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年３月３０日から適用する。

附 則（令和４年４月６日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年４月６日から適用する。

附 則（令和４年４月２１日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年４月２１日から適用する。

附 則（令和４年４月２６日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年４月２６日から適用する。

附 則（令和４年５月２０日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年５月２０日から適用する。

附 則（令和４年６月２１日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年６月２１日から適用する。

附 則（令和４年７月１４日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年７月１４日から適用する。

附 則（令和４年８月２５日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年８月２５日から適用する。

附 則（令和４年９月２２日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年９月２２日から適用する。

附 則（令和４年９月２８日）
この要綱は、公布の日から施行し、令和４年９月２８日から適用する。

【用語解説】

第４条第１項の表中

○宿泊旅行商品

道内宿泊施設（旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」若しくは「簡易宿所営業」に供される施設又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」の届出住宅をいう。以下同じ。）に宿泊することを主目的とした商品

○アウトドア体験等の日帰り旅行商品

- ・旅行会社により安全確認できた日帰りのアウトドア体験商品（※ガイド付きツアーのみ）
- ・北海道知事認定アウトドアガイド資格者が提供する商品

第４条第３項、第６項及び第７項

○利用者

どうみん割事業を適用する商品を購入し、利用する方